



旅客運賃及び料金の後払扱いに関する協定

新嘉坡
方備自



旅客運賃及び料金の後払扱いに関する協定

防衛省防衛大学校、防衛医科大学校、統合幕僚監部、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、情報本部及び防衛装備庁(以下これらを「自衛隊」という。) 関係の者が、北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社(以下これらを「旅客会社」という。)の会社線を利用して、公務により旅行する場合の旅客運賃及び料金の後払いの取扱いに関して、防衛省防衛政策局長及び防衛装備庁長官(以下これらを「甲」という。)と旅客会社(以下「乙」という。)の社長とは、次のとおり協定する。

(適用範囲)

第1条 甲が乙の経営する旅客会社線並びに乙と連絡運輸を行う運輸機関の経営する鉄道、索道、航路及び自動車線に乗車船する場合の旅客運賃及び料金の後払いの取扱いについては、この協定によるほか、乙の定める旅客営業規則及び旅客運賃料金後払基準規程によるものとする。

(適用方等)

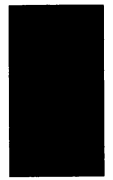
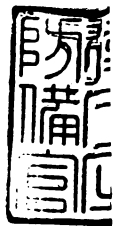
第2条 後払いの取扱いをする旅客については、乗車券類を購入する際、甲の指定する者の官印を押印した旅客運賃料金後払証を乙の駅長に提出するものとする。

2 前項の旅客運賃料金後払証は、乙の定める様式により甲が調製する。

(旅客運賃及び料金の請求)

第3条 前条の取扱いを行った旅客運賃及び料金は、取り扱った旅客会社において1箇月ごとにとりまとめて計算し、これを次表に掲げる区分に従い、支払いの請求をするものとする。

区分	支払請求書提出先
防衛大学校	防衛大学校官署支出官
防衛医科大学校	防衛医科大学校官署支出官
統合幕僚監部	統合幕僚監部官署支出官
陸上自衛隊	陸上幕僚監部資金前渡官吏 北部方面総監部資金前渡官吏 東北方面総監部資金前渡官吏 東部方面総監部資金前渡官吏 中部方面総監部資金前渡官吏 西部方面総監部資金前渡官吏
海上自衛隊	海上幕僚監部官署支出官
航空自衛隊	航空中央業務隊資金前渡官吏



情報本部	情報本部官署支出官
防衛装備庁	防衛装備庁官署支出官

(旅客運賃及び料金の支払等)

第4条 前条に定める旅客運賃及び料金については、甲は乙の発行する支払請求書を受理した日から30日以内に、当該請求書の記載箇所に支払うものとする。

2 甲が前項に定める支払期日に遅延したときは、甲は乙に対して、支払期日の翌日から支払済みに至るまでの遅延日数に応じて、支払期日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づく「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示(昭和24年大蔵省告示第991号)」に規定する率を乗じて算出した額を遅延利息金として支払うものとする。ただし、その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(協議)

第5条 この協定の実施に関し、必要な事項が発生した場合は、その都度甲及び乙の協議により別に定めるものとする。

(協定の解除又は変更等)

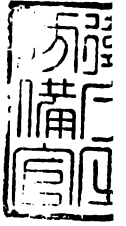
第6条 甲又は乙が必要と認めるときは、1箇月の予告をもって、この取扱いの廃止、停止又は協定事項の変更をすることができる。

(協定の有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、平成27年10月1日から平成28年3月31日までとする。

2 前項の期間満了30日以前に甲又は乙から別段の意思表示がない場合は、次の1年間(4月1日から翌年3月31日までの間をいう。)これを有効とし、以後この例によって継続するものとする。

以上の協定の証として、この証書8通を作成し、甲と乙の各社とがおのおの記名押印のうえ、各自その1通を保有する。



平成28年 3月30日

甲 防衛省 防衛政策局長 前田 哲

防衛装備庁長官 渡辺 秀明

乙 北海道旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 島田 修

東日本旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 富田 哲良

東海旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 柘植 康彦

西日本旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 真鍋 精

四国旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 泉 雅

九州旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 青柳 俊彦

